

流域治水の本格的な実践に向けた制度要求

国土交通省 近畿地方整備局

淀川河川事務所

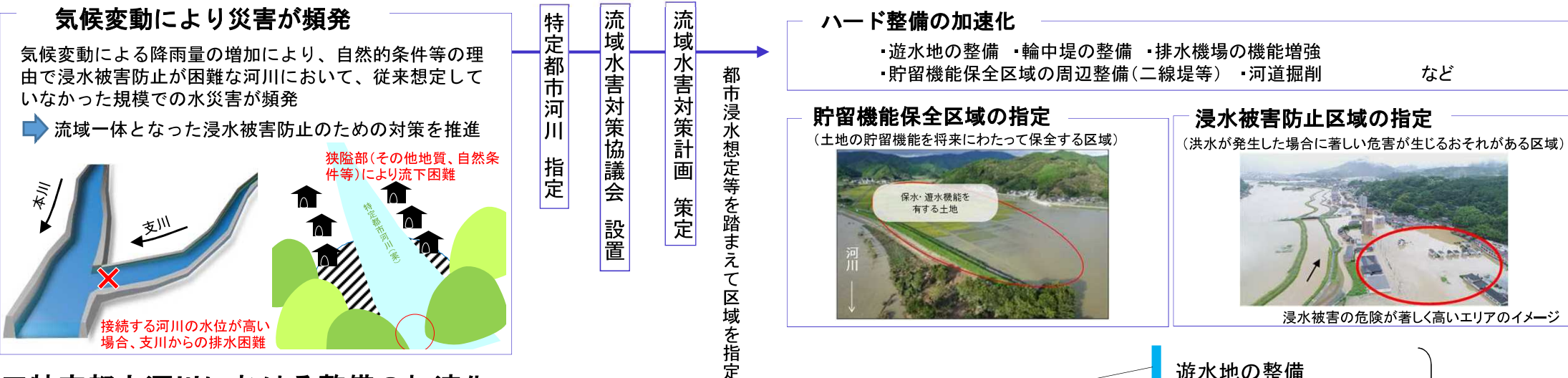
令和3年10月

新規
事項

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための流域治水関連法の活用

- 近年、気候変動の影響によりバックウォーター現象のおそれがある河川や狭窄部上流の河川等で水災害が頻発化していることを踏まえ、これまで政令指定都市をはじめとする都市部を中心に行われてきた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等の流域対策を、地方部も含む全国の河川で重点的に取り組むために流域治水関連法を整備。
- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対して、予算を重点化。また、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進。

■特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施



■特定都市河川における整備の加速化

防災まちづくりとの連携

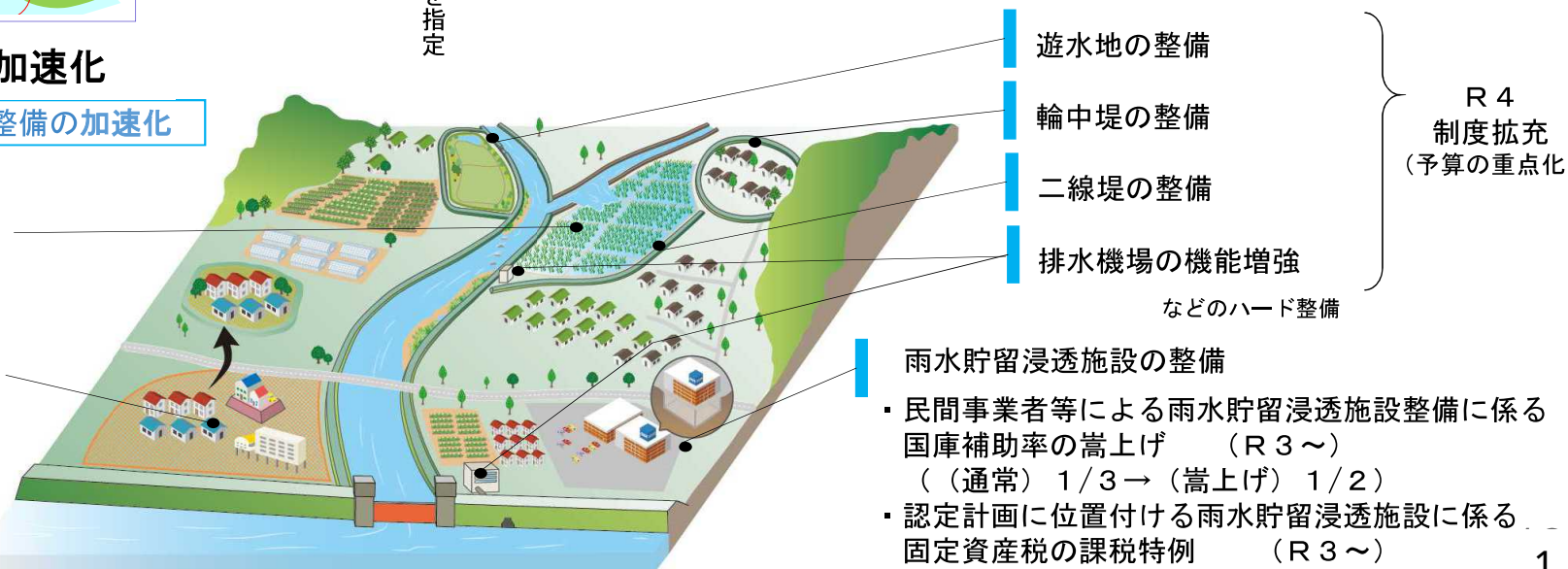
ハード整備の加速化

貯留機能保全区域の指定

- ・ 固定資産税及び都市計画税を減免する特例措置 (R4 新規税制要望)

浸水被害防止区域の指定

- ・ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりに対する重層的な取り組みを推進



※このほか、区域指定等に係る支援策を検討

新規事項 流域治水型の災害復旧の促進

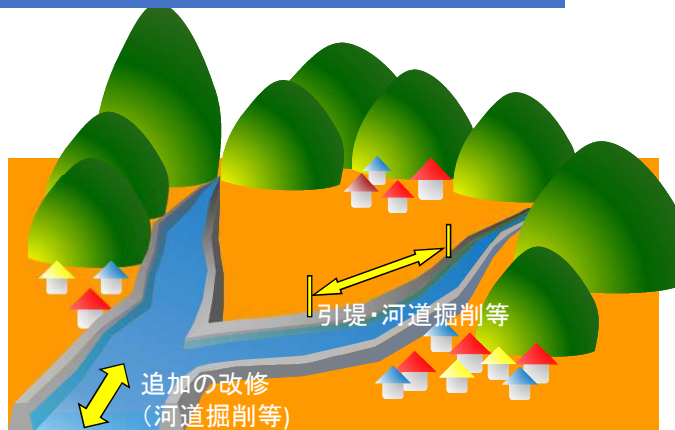
- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進する。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、堤防の原形復旧に拘らず、遊水地や輪中堤等の整備や土地利用規制を組み合わせた復旧方法も選択しやすくするよう、災害復旧制度を拡充する。

低い堤防が越水・決壊し、浸水



制度拡充により
選択肢を追加

従来の再度災害防止対策



<考えられる対策>
被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)

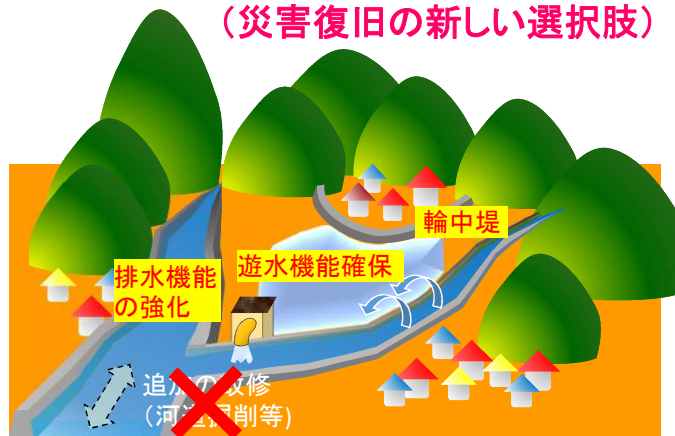


下流への負荷を考慮した追加の改修
を実施 (追加の河川事業で実施)

拡充内容

従来の再度災害防止対策の事業費を上回らないこと等を条件に、災害復旧事業により、下流における改修を必要としない対策 (遊水地や輪中堤等の整備など) を実施可能にする。

流域治水型の再度災害防止対策
(災害復旧の新しい選択肢)



<考えられる対策>
輪中堤や遊水地、排水施設 (例: 小口化・規格化により低コストで維持管理が容易なポンプ施設) 等の整備により、遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御

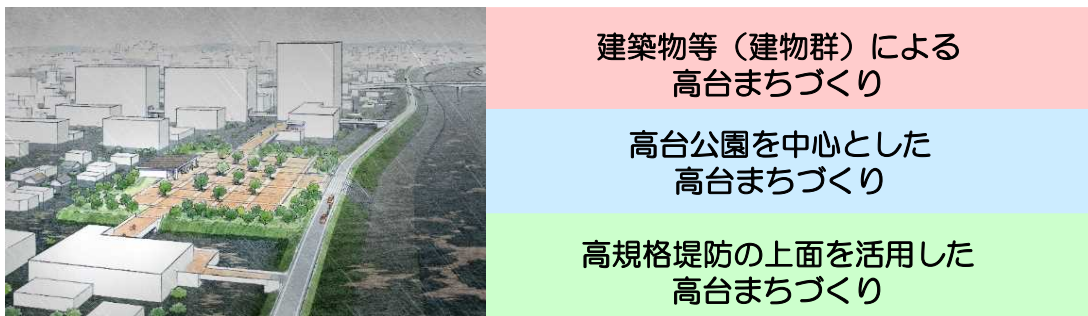


下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現

高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例(固定資産税、不動産取得税)の延長を要求。

高台まちづくりのイメージ



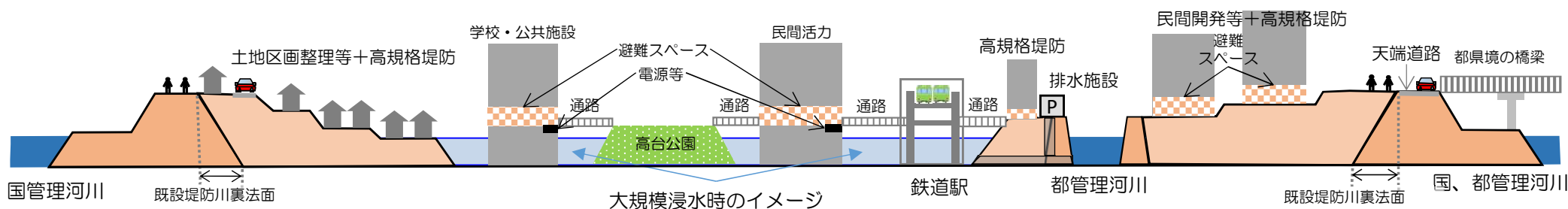
災害に強い首都『東京』形成ビジョンより

モデル地区における高台まちづくりの実践

● 早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進する。

➢ 篠崎地区周辺の高台まちづくり(高台化)の検討(江戸川区の例)

- ・高規格堤防、都市計画道路及び都県橋、土地区画整理などの課題に一体的に取り組む高台まちづくり
- ・都市計画道路及び都県橋の早期完成を目指す事業手法の検討
- ・「篠崎公園地区」高台まちづくりを促進する事業手法検討



<住民負担の軽減や円滑な合意形成を図る税制の特例>

【不動産取得税】

高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、収用等に認められる税制上の特例措置に準じ、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除

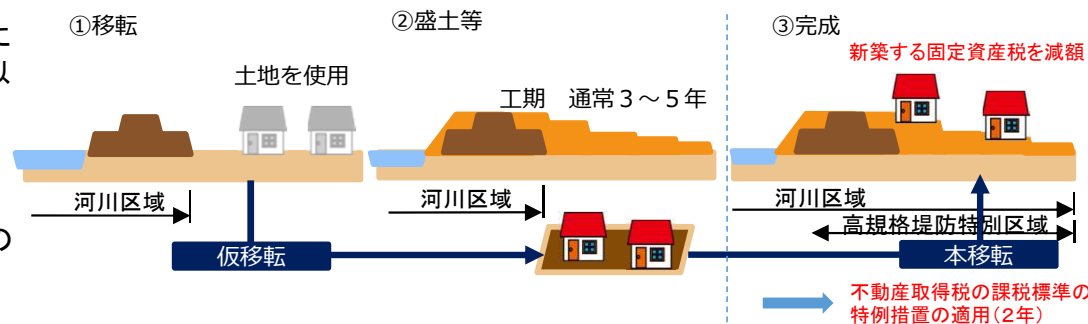
➡ 特例措置の期限延長を要求(令和6年3月31日までの2年間)

【固定資産税】

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減税

➡ 特例措置の期限延長を要求(令和7年3月31日までの3年間)

高規格堤防整備事業の流れ



新規
事項

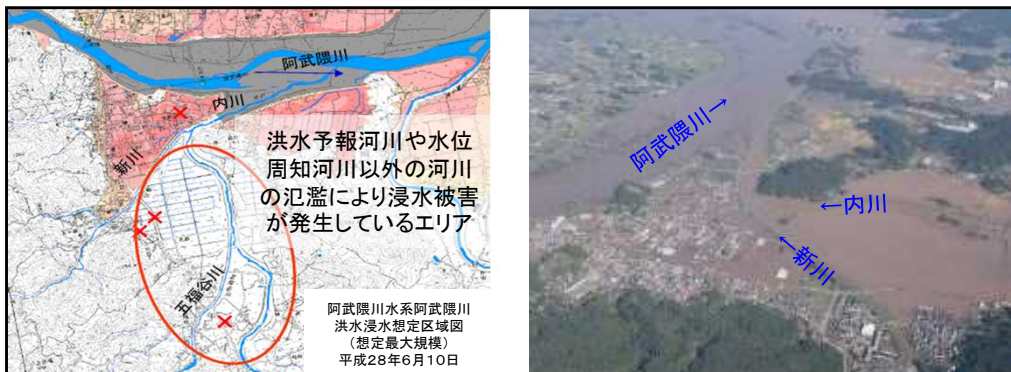
水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)

- 近年、気候変動による水害が頻発化・激甚化しており、例えば、令和元年東日本台風では、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていないエリアで多くの浸水被害が発生。
- このような水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 早急に浸水想定区域図等を作成・公表し、水害リスク情報の空白域を解消するため、防災・安全交付金による財政支援を強化。

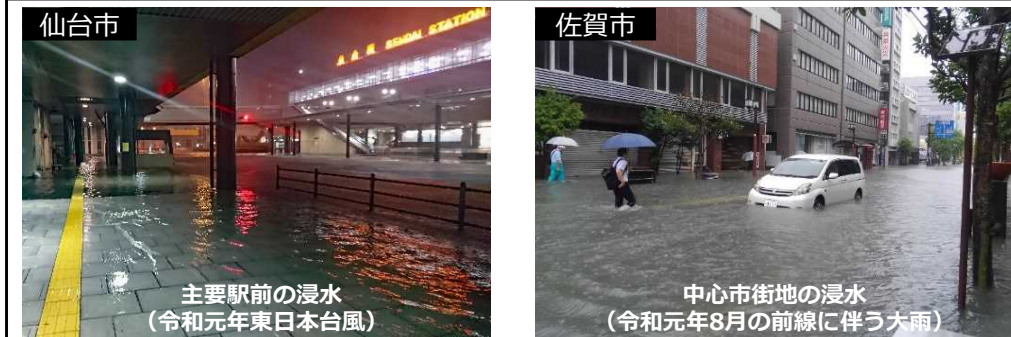
※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

○水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



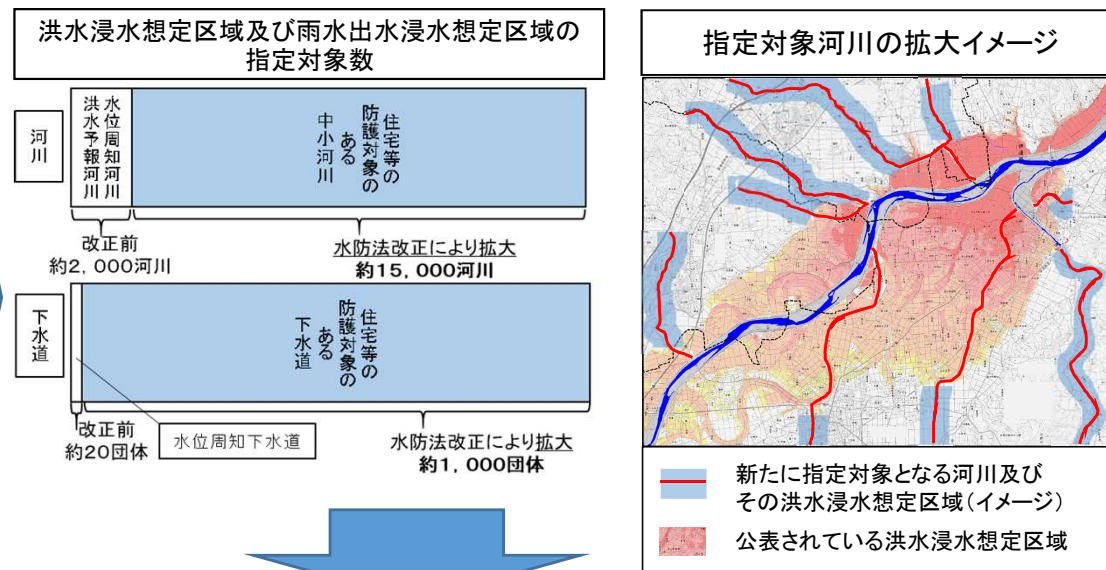
まるもりまち あざしんめいみちなみちない
丸森町(字神明南地内)の被災状況(令和元年東日本台風)



水害リスク情報の空白域における浸水被害事例

○水防法を改正し、洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・洪水予報河川及び水位周知河川(約2,000河川)や水位周知下水道(約20団体)に加え、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、洪水浸水想定区域では約15,000河川、雨水出水浸水想定区域では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



早急に水害リスク情報の空白域を解消するため
防災・安全交付金による財政支援を強化